

反社会的勢力への対応に関する基本方針

株式会社ジーサイズは、事業を行うにつかまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

株式会社ジーサイズは、

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
2. 反社会的勢力への資金提供は行いません。
3. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に対して組織全体として対応します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
6. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
7. 反社会的勢力による不当要求には民事および刑事の両面から法的対応を行います。

※ 本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等の属性要件とともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求等の行為要件にも着目して判断します。

以上